

募集定員の取扱いについて

【施行通知（抜粋）】

- 当該病院の所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計が、当該都道府県の募集定員の上限を超えない場合にあっては、当該病院の研修医の受入実績や地域の実情等、一定の条件の下に、募集定員の増員ができること。
- 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合にあっては、初めて研修医を募集する年度の研修医の募集定員を2人とすること。

1. 増員について

(1)原則として、各病院は $A \times B / C$ を超えない数値まで増員可能。

A（過去3年の受入実績の最大値＋医師派遣加算）

× B（都道府県の上限値） / C（希望定員の合計）

* 端数は切り捨て

- * 都道府県の上限値は、平成20年度の実績を用いたものを使用する。（パブリックコメント時に公表した試算の値に同じ）
- * 病院の希望定員は、病院からの届出のあった定員を基本とするが、施行通知に定める数値Aと21年度から研修を開始する研修希望者（マッチ者）の数のうち、大きい方の数値を超えない数値とする。

(2) (1)を勘案した後、各病院の定員の合計と都道府県の上限値の差の定員について、臨床研修病院群の形成を促進するなどの観点から、都道府県の上限値を超えない範囲で、その取扱いを都道府県と病院との調整に委ね、その結果を踏まえて各病院の募集定員を設定する。（(1)での上限値を超えた増員が可能）。

(3)過去の実績がない（ $A = 0$ ）病院の募集定員の増員については、都道府県から要望があることを前提とする。

(4)病院から届出のあった定員の合計が都道府県の上限を超えていない場合は、届出のあった定員を最終的な募集定員とする。

2. 新規指定について

(1)新規指定を行う場合については、都道府県の上限枠とは別に募集定員を2名とする。

(2)協力型臨床研修病院として2年間研修を行ったことに相当する実績（延べ24か月分の研修医の受け入れ）がある場合は、新規指定に準じて、上限枠とは関係なく募集定員を2名とする。（医師不足地域に限る。）

- * 医師不足地域とは、当該病院が所在する2次医療圏における人口10万人あたりの医療施設の従事医師数が全国ベースの数値を下回る地域